

門真市立北巢本四宮小学校 学校いじめ防止基本方針（R8.4月現在）

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない。学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた児童の内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童、傍観していた児童も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることにつながります。

本校は、今年度から北巢本小学校と四宮小学校が統合し、北巢本四宮小学校として新たなスタートを切りました。めざす子ども像として「考え、挑み、認め合う」を掲げ、これまで両校が大切にしてきた人権尊重の精神を基盤として、自主的で実践的な態度を身につけ、人間性豊かな児童の育成をめざして教育活動を行っていきます。人間性豊かな児童の育成のために、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための組織

（1）名称

「いじめ防止対策委員会」

（2）目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

（3）構成員

学校長、教頭、首席、養護教諭、各担任、学年担任、SC、SSW、児童生徒支援コーディネーター、生活指導部教職員

（4）役割

- ・未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校生活アンケートの実施、相談の窓口、職員研修の企画や情報の収集および集約を行う。
- ・いじめ事象が生じたときは、緊急会議を開くなどして、早期解決に向けた取組を進める。
- ・いじめ防止基本方針に基づいた取組について、点検・見直しを行う。

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や、遊びやふざけ感覚、また家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にする感性や意欲・態度を育てるために道徳・人権教育の充実を図るとともに、勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの様々な原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、児童一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのよりよいつながりを実感できるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を築くことができます。

そのためにも、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から常に見直ししながら、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう努めていく必要があります。本校では、具体的に以下のような取組を進めます。

- ・日々の授業づくりを充実させるための研究推進
- ・よりよい人間関係を築くための各集団づくりの取組
- ・発達指示的生徒指導の推進
- ・道徳教育、人権教育、生きる教育の取組
- ・いじめ防止や対応等に関する校内研修の実施

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることも心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動だけにとらわれることなく、内面の感情にも思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、気づきながらも対応を怠ったり、相談を受けながらも対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・学校生活アンケートの実施（年3回）
- ・組織的な相談対応（個人面談や日々の日記等だけでなく、本市や府事業の「すこやかダイヤル」「LINE相談」などの周知も含む）

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、被害児童に寄り添いながら、組織的な対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの児童への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。そのためにも的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害児童のケア及び加害児童の指導等、「組織」として責任をもって問題の解決（いじめの解消）にあたっていきます。その際「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要です。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を

注視する。

- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により随時確認する。

そのためにも、本校では以下のような取組を進めます。

- ・「いじめ防止対策委員会」を開催し、対応方針を協議する。
- ・児童の主体性を尊重するとともに、児童の話を充分に聞く。

7. 年間計画

○「いじめ防止対策委員会」 各月定期開催及び必要に応じ随時実施

○「いじめ防止教職員研修」 4月・9月

○「子どもを語る会（子どもの状況共有と今後の対応検討）」

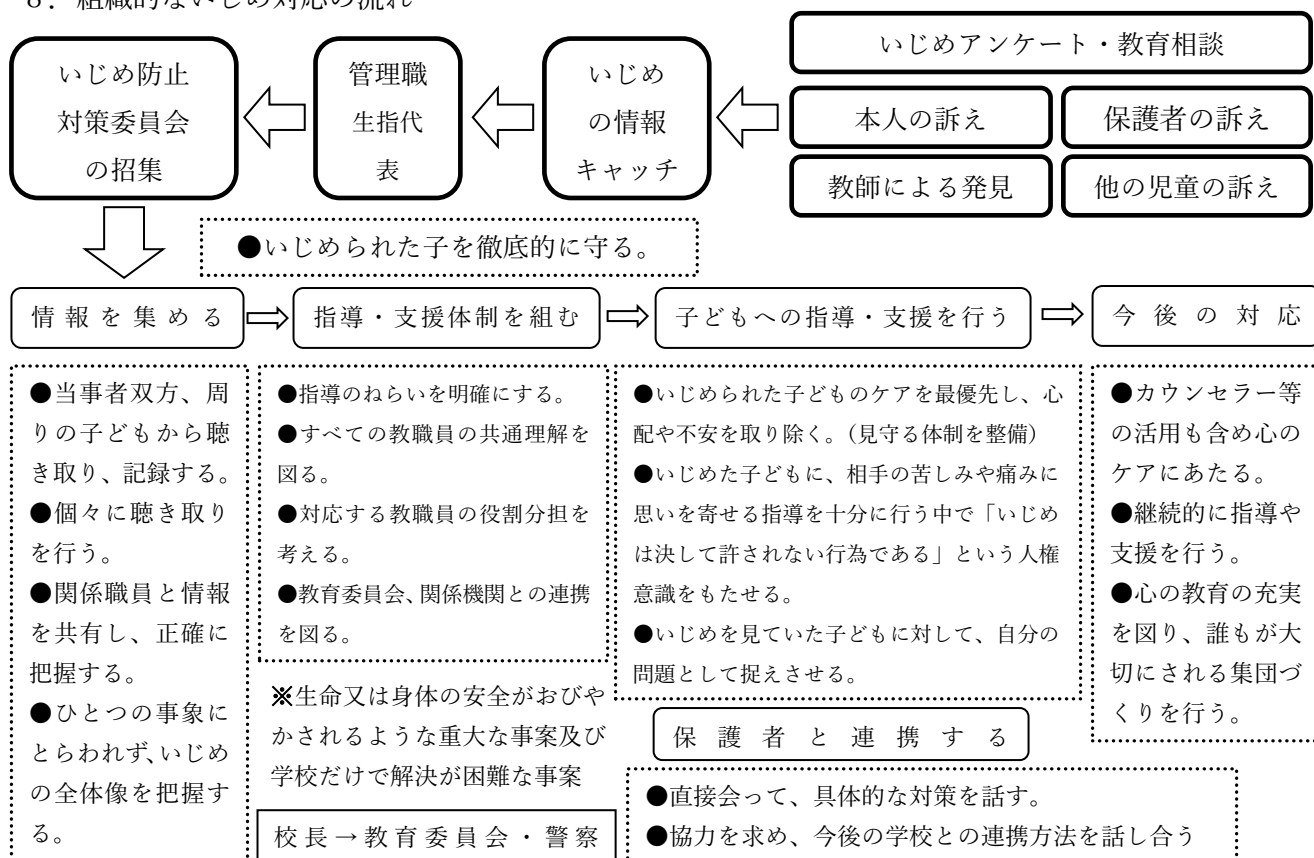
4月・11月・3月は定期開催及び必要に応じ随時実施

○学校生活アンケート及びスクリーニング会議（その後児童との面談） 7月・12月・3月

○「弁護士等によるいじめに関する授業」 5年生

※年間を通じて各取組についてのPDCAサイクルをしっかりと回していく。

8. 組織的ないじめ対応の流れ



9. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、児童や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応するとともに、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて、市教育委員会の指導・支援のもと、校長を中心に学校が主体となって、いじめ対策委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を図ります。

尚、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については、市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。